

商品概要説明書

項 目	内 容
商 品 名 (愛称)	・ 定期積金 (スーパー積金)
販売対象	・ 個人、法人、法人格のない団体
期 間	・ 1年以上5年以内
受入方法 (1)受入方法 (2)受入金額 (3)受入単位	・ 契約期間内で掛金を分割受入 ・ 1回あたり10,000円以上 ・ 100円単位
払戻方法	・ 満期日以降に一括して払い戻します。
給付補てん金 (1)適用利回り (2)支払頻度 (3)計算方法	・ 当初契約時の店頭表示利回りを満期日まで適用します。 ・ 満期日以降に一括して支払います。 ・ 計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に利回りを乗じて計算
手 数 料	—
付加できる特約	・ 普通預金等から自動振替による受入ができます。
中途解約時の取扱い	・ この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。 当組合がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともに払い戻します。
税 金	・ 利息に相当する給付補填備金に対して、個人については分離課税20%、法人及び法人格のない団体については総合課税が適用されます。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)となります。
金利情報	・ 店頭窓口へお問い合わせください。
その他参考となる事項	・ 掛金が払込日前に払込まれたときは、先払割引金を適用利回りに順じて計算します。この場合、平均先払日数30日以上のものに限ります。 ・ 払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べます。 ・ 満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。

項 目	内 容
預金保険制度	<ul style="list-style-type: none"> • 預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。
苦情処理措置 ・ 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> • 苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。 〔銚子商工信用組合本部相談窓口〕 電話番号：0120-725-362 受付日：月曜日～金曜日(祝日および当組合の休業日は除く) 受付時間：午前9時～午後5時 なお、苦情等対応手続については、営業店店頭掲示ポスターをご覧ください。 ホームページは https://www.choshi-shoko.co.jp/ • 紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター(電話：03-3581-0031) 第一東京弁護士会 仲裁センター(電話：03-3595-8588) 第二東京弁護士会 仲裁センター(電話：03-3581-2249) で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記銚子商工信用組合本部相談窓口またはしんくみ相談所までお申し出ください。またお客様から上記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客様からの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。 ① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。 ② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結びテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。 ※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。 〔一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所〕 電話番号：03-3567-2456 受付日：月曜日～金曜日(祝日および協会の休業日は除く) 受付時間：午前9時～午後5時 住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-5